

門真市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、門真市補助金等交付規則（昭和43年規則第19号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、本市に存する狭あい道路の拡幅工事を行おうとする者に対し、予算の定める範囲内において門真市狭あい道路拡幅整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市区域内の狭あい道路の拡幅等を図り、もって交通、災害対策等地域の生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(交付期間及び見直し)

第2条 補助金の交付期間は、令和4年度から令和6年度までとする。

2 市長は、補助金の交付期間が終了するに当たり、社会的動向、補助効果及び補助のあり方等を勘案した上で、交付期間、補助金の交付の対象となる事業、補助率等について見直しを行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 狭あい道路 幅員が4メートル未満の道のうち、次に掲げるものをいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する道路

イ 建築物が現に建ち並んでいる道（アに掲げる道路を除く。）で、市長が拡幅に関する協議が必要と認める道

(2) 建築行為 建築物（法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）を新築し、増築し、改築し又は移転する行為をいう。

(3) 建築主等 狭あい道路に接する土地に建築行為をする者及び後退用地又は隅切りについてこの要綱に定める拡幅等を行う者をいう。

(4) 後退用地 狭あい道路の中心線から当該敷地側に水平距離2メートルの間にある土地又は狭あい道路の対側境界線から当該敷地側に水平距離4メートルの間にある土地をいう。

(5) 隅切り 道路の交差部における車両等の通行の安全を確保するために敷地の一部を道路にする部分（側溝等が必要な場合は、側溝等を加えた部分）をいう。

- (6) 拡幅等 一般の通行の用に供するために後退用地又は隅切りに存在する建築物を除去し、側溝の築造及び路面の舗装を行い通行に支障のない状態にすることをいう。
- (7) 寄附 建築主等が拡幅等を行い、後退用地又は隅切りを分筆して市に無償でその所有権を移転することをいう。
- (8) 無償使用 建築主等が後退用地又は隅切りの所有権を保有したままで拡幅等を行い、道路法（昭和27年法律第180号）上の道路又はそれに準じた道路として市が無償で使用することをいう。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、寄附又は無償使用に係る土地において行う工事又は業務で、次に掲げるものとする。

- (1) 舗装工事
- (2) 側溝築造工事
- (3) 集水桝設置工事
- (4) 寄附に係る測量及び分筆登記業務

（適用の除外）

第5条 補助事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金を交付しない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が行うもの
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為を伴うもの
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく道路の築造に伴って行うもの
- (4) 法第42条第1項第5号に定める道路の築造に伴って行うもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、寄附の場合は別表に定める額（補助事業に要する予定金額が別表に定める額に満たない場合は、当該予定金額）以内の額とし、無償使用の場合は別表に定める額（補助事業に要する予定金額が別表に定める額に満たない場合は、当該予定金額）の3分の2以内の額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする建築主等（以下「補助申請者」という。）は、門真市狭あい道路拡幅整備事業事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、協議しなければならない。

- (1) 付近見取り図
- (2) 後退用地及び隅切りの現況を示す図書
- (3) 拡幅等の整備計画を示す図書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付申請等)

第8条 前条の規定による協議が整った補助申請者は、門真市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 門真市狭あい道路拡幅整備事業補助事前協議書の写し
- (2) 工事費等内訳明細書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書及び書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助申請者に対し門真市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、門真市狭あい道路拡幅整備事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、補助申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第9条 補助申請者は、前条第2項又は第3項の規定による通知を受け取った場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定（以下「補助金の交付決定」という。）の内容に不服があるときは、当該通知を受け取った日から起算して10日以内に門真市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付申請取下げ届（様式第5号）を市長に提出することにより、当該補助金の交付に係る申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、前条第2項又は第3項の規定に基づく当該補助金に係る交付決定はなかったものとする。

(補助事業の変更)

第10条 補助金の交付の決定の通知を受けた補助申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後、当該交付決定に係る申請内容を変更しようとする場合には、あらかじめ門真市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付申請内容変更承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 門真市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付決定通知書
- (2) 変更内容が分かる書類
- (3) 変更工事費等内訳明細書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容を変更し、門真市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付申請内容変更承認通知書（様式第7号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第11条 補助決定者は、事情により補助事業を中止しようとするときは、速やかに門真市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付中止届（様式第8号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 門真市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付決定通知書及び門真市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付申請内容変更承認通知書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第9条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（完了報告）

第12条 補助決定者は、補助事業を完了したときは、門真市狭あい道路拡幅整備事業補助事業完了報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 工事工程写真及び完了写真
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事費等の明細書又はその写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の報告書には、寄附をする場合は分筆図、土地の登記事項証明書、登記承諾

書及び印鑑証明書等登記に必要な書類を、無償使用を認める場合は土地の登記事項証明書等関係書類を添付しなければならない。

- 3 第1項の規定による報告は、事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付申請を行った日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出し、検査を受けなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を決定し、門真市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付指令書(様式第10号)により、補助決定者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助決定者が規則第15条各号のいずれかに該当すると認められるときは、門真市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により補助決定者に通知し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付している補助金があるときは、門真市狭あい道路拡幅整備事業補助金返還命令書(様式第12号)により、期限を定めてその返還を命じることができる。

(細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

| 区分 | | 補助基本額 | |
|-----|-----------------|-------------------|-----------------|
| (1) | 舗装工事 | 1平方メートルにつき20,800円 | |
| (2) | 側溝築造工事 | L型側溝 | 1メートルにつき10,000円 |
| | | 上記以外 | 市の単価契約による積算額 |
| (3) | 集水桝設置工事 | 1箇所につき64,800円 | |
| (4) | 寄附に係る測量及び分筆登記業務 | 一式500,000円 | |

備考 舗装面積及び側溝築造の延長は、小数点第2位以下を切り捨てる。